

●香川県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成24年 12月4日	香生施 384	太田 一真 綾歌郡綾川町萱原65番地18	サンテ栗林事業所（マッ サージ治療院） 高松市栗林町1丁目1番12 号	あん摩・マッ サージ